

北川流域懇談会規約

(趣旨)

第1条 本規約は、「北川流域懇談会」(以下「懇談会」という。)の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 懇談会は、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置し、次の事項について意見を述べるものとする。

- 1) 河川管理者が実施する「北川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下「整備計画」という)に基づく事項の進捗状況や点検結果について意見を述べること。
- 2) 整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案について意見を述べること。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は北川水系に関し学識経験などを有する者のうちから、整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
3. 上記第2条2) 整備計画の変更を行う必要が生じた場合など必要と認める場合は、委員を追加する。なお、追加された委員の任期末は、他の委員と同じとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 座長は、会務を総括し、懇談会を代表する。
3. 懇談会には、座長が指名する座長代理を置き、座長に事故がある時は、座長代理がその職務を代行する。

(運営)

第5条 座長は懇談会を招集し、開催する。

2. 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 懇談会において意思決定する必要が生じた場合は、出席委員の過半数をもって決定する。なお、少数意見があればこれを付す。
4. 懇談会は、必要に応じて専門的な知識を有する方に意見を聴くことができる。

(情報公開)

第6条 懇談会は、原則として公開とし、その公開方針は別紙「公開方針」によるものとする。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、近畿地方整備局福井河川国道事務所流域治水課が行うものとし、以下に示す庶務をとり行う。

- 1) 会議資料の作成
- 2) 議事録の作成
- 3) 会議内容の整理及び公表資料案の作成 等

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意をもってこれを行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成26年 1月21日から施行する。

この規約は、令和 2年12月16日から施行する。

この規約は、令和 7年12月1日から施行する。